

大学認証評価要綱等について

一般財団法人大学・短期大学基準協会
事務局長 小坂 慎治



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

大学認証評価要綱の内容

1. 大学認証評価要綱の改定(令和6年2月)

- ・文言の修正が大半(例:基準Ⅳリーダーシップとガバナンス → 大学運営とガバナンス など)で事項や説明に大きな変更はない

2. 大学・短期大学基準協会が行う認証評価

- ・判定は、**評価年度の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できるか否か**

3. 目的と基本方針

・評価の目的

個々の大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の**継続的な質保証を実現することを支援**

・評価の基本方針

大学評価基準に基づく評価

評価基準を満たしているか否かで評価

評価基準による評価と**対話を中心としたピア・レビュー**を通して、それぞれの**大学の個性を尊重し、大学教育の向上・充実に資する評価**を併せて実施

4. 大学評価基準

- ・大学の主体的な改革・改善を支援するとの目的に沿って、大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成
 - 基準Ⅰ ミッションと教育の効果
 - 基準Ⅱ 教育課程と学生支援
 - 基準Ⅲ 教育資源と財的資源
 - 基準Ⅳ 大学運営とガバナンス
- ・大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図る、内部質保証を重点評価項目とし
- ・学習成果を獲得させるための三つの方針について、一貫性、整合性があるものとして策定され、具体化されているか
- ・自己点検・評価の過程において高等学校等関係者の意見を取り入れているか、等について評価

5. 認証評価の特色

- ・主体的改革・改善を支援する評価

判定・・・「**適格**」、「**不適格**」 学校教育法第109条第5項に対応

(判定とは別に)主体的改革・改善を支援するための「**三つの意見**」

「特に優れた試みと評価できる事項」

「向上・充実のための課題」

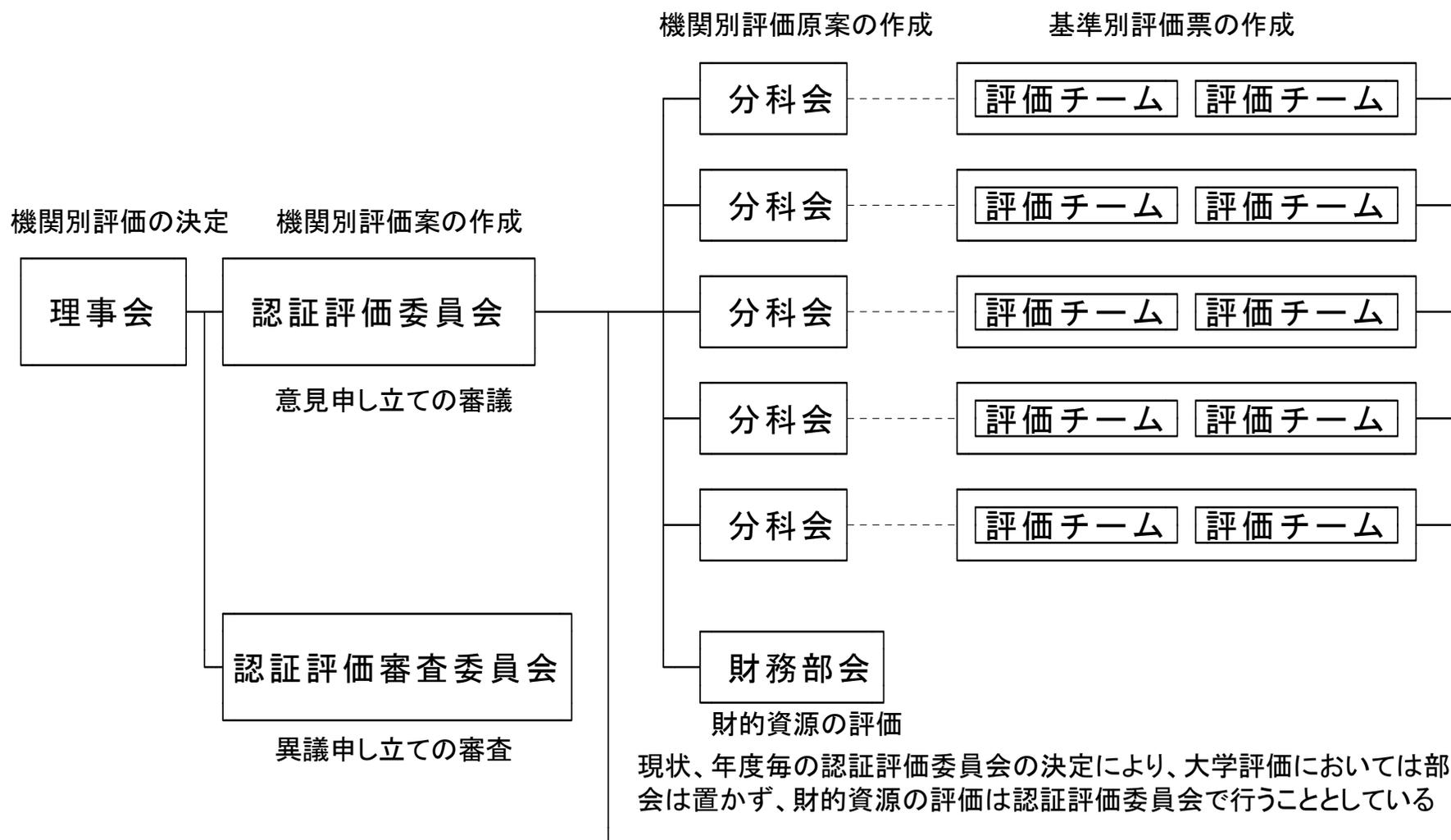
「早急に改善を要すると判断される事項」

- ・**ピア・レビュー**

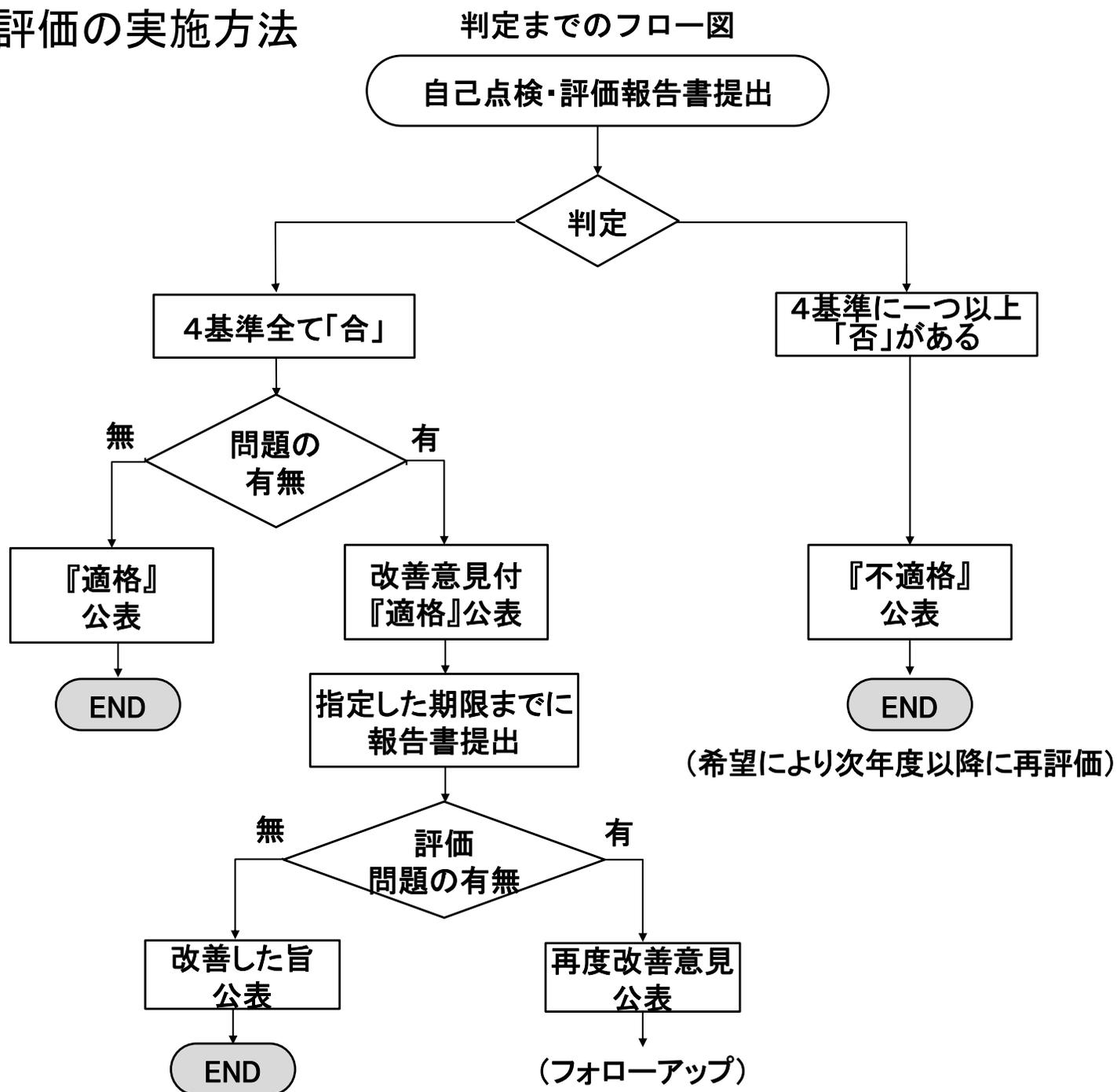
大学の評価ができる資質を持ち得た者(大学の理事長、学長、教員、事務職員、学識経験者)による公正、公平な評価

- ・**ALO**(Accreditation Liaison Officer: 認証評価連絡調整責任者)の配置
各大学における自己点検・評価活動や評価を円滑に実施行うため、
様々な評価活動や資料作成、学内外との連絡調整において中心的役割
を担う責任者の配置を要請

6. 認証評価の実施体制



7. 認証評価の実施方法



8. 異議申立て及び意見申立ての機会

評価の公平性の確保の観点から機関別評価案について内示を行い、
(判定に対して)異議申立て及び(判定以外の記述に対して)意見申立ての
機会を設ける

評価校は、内示を受けた後、30日以内に申し出を行うことができる

異議申立て・・・認証評価審査委員会で審査 → 理事会に報告

意見申立て・・・認証評価委員会で審議 → 認証評価審査委員会、
理事会に報告

9. 認証評価結果の公表

機関別評価結果については、ウェブサイトの利用等により公表

10. 認証評価の申込み及びスケジュール等

- ・申込み・・・評価を希望する前年度の7月末日まで
- ・取下げ・・・評価を受ける年度の6月末日まで

11. 適格に改善意見を付された場合の取扱い

改善意見が付された場合、所定の手続に従って報告書を提出し、改善が見られるか否か評価を受ける必要がある

問題の改善が見られる場合 → その旨を公表

問題の改善が見られない場合 → 再度改善意見を付し、その旨を公表

12. 再評価

機関別評価結果において「不適格」とされた場合、**改善が必要とされた事項について**、指定する期間内に、所定の手続に従って報告書を提出し、**再評価を受けることができる**

指定する期間 : 認証評価を受けた翌年度から3年以内

再評価の判定 : 「適格」又は「不適格」の判定を行い公表

13. 認証評価結果の再判定

- ・「適格」と通知した後に、以下のおそれがある場合は、認証評価委員会において調査を実施
 - ①4基準を満たさない
 - ②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある
 - ③重大な法令違反がある

調査の結果、該当事項があると認められる場合には、「不適格」と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに公表

14. 認証評価に係る手数料の額等(消費税別)

- ・会員校 180万円 + 40万円(1学部当たり) + 20万円(1研究科当たり)
- ・非会員校 上記+7年分の会費相当額

申請を取り下げた場合の手数料の取扱い

評価を受ける前年度3月末日まで	徴収しない
評価を受ける年度の4~6月末日まで	1/2を徴収
// 7月以降	原則返還しない

ご清聴有難うございました。